

函館市中小企業融資制度要綱

総 則

(目 的)

第1条 函館市中小企業融資制度は、市内中小企業者等の経営の安定および設備の近代化を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

ア 小売業

資本金の額もしくは出資の総額が 5,000 万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社および個人

イ サービス業

資本金の額もしくは出資の総額が 5,000 万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人

ウ 卸売業

資本金の額もしくは出資の総額が 1 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人

エ 製造業、建設業、運輸業およびその他の業種

資本金の額もしくは出資の総額が 3 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社および個人

オ 特例業種

中小企業信用保険法第2条第1項第2号による政令特例業種については、当該政令により定める業種に属する事業を主たる事業とする事業者について、資本金の額もしくは出資の総額または常時使用する従業員の数の基準をそれぞれ政令で定める基準以下とする。

カ 医業を主たる事業（老人保健施設を含む。）とする法人（医療法人、財団法人、社団法人または社会福祉法人）

常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの

キ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人）

常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者は 100 人）以下のもの

(2) 協同組合等

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、協同組合連合会および商店街振興組合連合会

(3) 中小企業者等

中小企業者および協同組合等

(融資の種類)

第3条 本制度による融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般支援資金
- (2) 小口ファイト資金
- (3) 産業活性化資金
- (4) チャレンジ資金
- (5) DX・生産性向上資金
- (6) 協同組合等事業資金
- (7) 緊急対策資金

(融資対象)

第4条 本制度における融資の対象となる者は、この要綱で定める各資金の融資対象者で、次の各号に掲げる要件を具備するものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。(市外において原則として同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者が市内における事業所の新設(新築のほか、増改築、中古物件の購入を含む。)に関し産業活性化資金の融資を受ける場合および新たに事業を開始するためチャレンジ資金の融資を受ける場合を除く。)
- (2) 借入金の返済が確実と認められること。
- (3) 許認可等を必要とする事業を営む者にあつては、その許認可等を受けていること。
- (4) 北海道信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (5) 融資の対象となる設備投資は、市内で実施されるものであること。
- (6) 市税の納入状況が良好であること。
- (7) 協同組合等(企業組合を除く。)にあつては、その主たる事務所を市内に有し、かつ、組合員の3分の2以上が市内に事業所を有している中小企業者であることとし、企業組合にあつては、その主たる事務所を市内に有し、かつ、組合員の3分の2以上が市内に住所を有する者であること。

(融資限度額)

第5条 この要綱で定める各資金の融資限度額については、既往貸付残高を含むものとする。

(融資利率の改定)

第6条 融資利率の改定については、別に定める。

(融資および融資あっせん)

第7条 融資を受けようとする者は、申込書(様式1)に関係書類を添付の上、別表に掲げる取扱金融機関(以下「金融機関」という。)に申込みするものとする。

2 融資あっせんを受けようとする者は、申込書(様式1)に関係書類を添付の上、函館商工会議所に申込みするものとする。

3 函館商工会議所は、前項の申請を受けた後、その内容を検討し、融資あっせんすることが適当と認めたときは、融資あっせん書(様式2)により、金融機関へ融資あっせんするものとする。ただし、一般支援資金、小口ファイト資金については、融資あっせんを省略するものとする。

(融資の原資)

第8条 市長は、本制度の運営にあたり、別表に掲げる市長が定める金融機関が、この要綱に定める各資金の融資に必要な原資を、別に定める運用表に基づき、金融機関に、予算の範囲内において預託する。

(金融機関の責務)

第9条 金融機関は、前条の原資に一定の金額を上積みし、市長の指定する融資枠を設定するものとし、常に函館商工会議所と連携を保ち、本制度の円滑な運用に努めなければならない。

2 金融機関は、本制度による融資に当たり、歩積預金、両建預金等の拘束性預金の要求をしてはならない。

3 金融機関は、本制度による融資について他の融資と明確に区分して処理するものとする。

(指導および相談)

第10条 融資に関する指導および相談は、函館商工会議所および金融機関で行うものとする。

別表（第7条，第8条関係）

取扱金融機関	取扱店舗
北海道銀行	函館支店および函館駅前支店
青森みちのく銀行	市内の支店および七重浜支店
北陸銀行	市内の支店
北洋銀行	市内の支店（末広町支店を除く） および七重浜支店
渡島信用金庫	市内の支店および鹿部支店
道南うみ街信用金庫	市内の支店ならびに七重浜支店， 北斗支店および七飯支店
商工組合中央金庫	市内の支店
函館商工信用組合	市内の本・支店および北斗支店

【 取 扱 細 目 】

1 定義（要綱第2条）関係

（1）「会社」について

会社とは、株式会社、合名会社、合資会社および合同会社をいう。

※「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づく特例有限会社を含む。

（2）「常時使用する従業員の数」について

- ・本店、支店、工場等の総数による。（協同組合等の場合は、協同組合等自体の従業員数とする。）
- ・法人の役員、個人事業主、個人の場合の家族従業員（事業主と生計を一にする3親等以内の親族）は含まない。
- ・常時使用するとは、雇用形態ではなく、常時就業しているものであり、年間を通じて営業日数の概ね2分の1以上勤務しているもの、およびパートタイム労働者等についても長期にわたり勤務しているものは常時使用する従業員とする。
- ・パートタイム労働者等について、人数の算定が困難な場合（曜日により人数や人員が異なる等）は、1年間で平均的な週の総労働時間に対する、法定労働時間（週40～46時間）の割合をもって、人数を算定する。

※臨時従業員人数算定方法

$$\begin{aligned} &1 \text{ 年間で平均的な週の総労働時間} \div \text{法定労働時間（週40～46時間）} \\ &= \text{臨時従業員人数} \end{aligned}$$

（注）法定労働時間については、業種によって異なります。

（3）主たる事業の取扱い

複数の業種を営んでいる場合は、生産額、売上額等を比較して、いずれか多い方を主たる事業とする。

2 融資対象（要綱第4条）関係

（1）「個人から法人成りした場合」について

- ・代表者が同一で、かつ同一事業の継続であると認められる場合、事業実績を通算する。

（2）「本社が市外にあり、支店等が市内にある場合」について

次に該当する場合は、融資対象とする。

- ・市内の支店等の事業実績が1年以上であること。（市内において現在の事業以外の新分野の事業に進出するため産業活性化資金の融資を受ける場合に限る。）
- ・資金使途が市内の支店等に係る事業資金であること。

（3）「同一事業の取扱い」について

- ・原則として日本標準産業分類の小分類による。

(4) 「市税の納入状況」について

- ・各資金の申し込みに際しては、納税証明書を添付すること。

3 融資限度額（要綱第5条）関係

- (1) 一般支援資金の融資限度額には、金融・景気対策資金（平成21年4月1日廃止）、青函地域活性化資金（平成31年4月1日廃止）の既往貸付残高を含むものとする。
- (2) 小口ファイト資金の融資限度額は2,000万円。ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限るものとする。

4 融資あっせん（要綱第7条）関係

融資あっせんを円滑に実行させるため必要に応じ、函館商工会議所は金融機関および保証協会と事前に協議を行うものとする。

5 その他

(1) 資金使途について

- ・資金使途は、事業の用に供する運転資金・設備資金に限る。ただし、保証協会の保証付きの函館市の中小企業融資制度資金を一般支援資金、小口ファイト資金または保証協会の保証付きの緊急対策資金で借り換える場合および保証協会の保証付きの北海道の中小企業制度融資資金や金融機関の資金を一般支援資金で借り換える場合に限り、借り換えに要する資金を使途とすることができるものとする。
- ・対象業種と対象外業種を兼業している場合は、資金が対象業種に使用されることが明らかなものについてのみ対象とする。
- ・設備資金で対象部分と対象外部分がある場合、対象部分の算定は、見積書によるものとするが、見積書を分けることが困難な場合は、対象部分と対象外部分の床面積の割合をもって算定する。

(2) 土地・建物の取得資金について

- ・土地のみの取得資金は認めない。
- ・土地については、原則として構築物の新增改築時に取得（土地売買契約締結後）もしくは取得済（1年以内）の場合に限り融資対象とし、その建物の規模に対し、適正と認められる敷地面積について対象とする。特に、駐車場、資材置場等への利用については、舗装、範囲を特定する柵、看板等の整備を必要とするものとする。
- ・建物の建築面積が敷地面積の10%以下のような極端な場合は建ぺい率で逆算した部分のみを対象とする。

(3) 取り壊し費用について

- ・取り壊し費用のみは認めない。

- ・ 取り壊し費用については、原則として設備および構築物等の新增設および改造に必要な取り壊しの場合に限り融資対象とし、その設備および構築物等の規模に対し、適正と認められる取り壊し費用について対象とする。
- (4) 融資対象は、中古設備および中古構築物等の取得資金も対象とする。
- (5) 中小企業者等に対する金融の円滑化への対応について
- ア 金融機関が貸付条件の変更等を行う場合に限り、この要綱に定める各資金の融資期間を超える延長を行うことができることとする。
 - イ 金融機関は、アの規定により融資期間を超える延長を行った場合は、その状況について毎月分を翌月の10日までに償還状況報告書(様式4)により函館商工会議所に報告するものとする。
 - ウ 既に廃止された函館市中小企業融資制度の各資金において融資残高を有している者についても、アおよびイの規定と同様の取扱いとする。
 - エ 金融機関は、ウの規定により、損失補償契約の対象となっている資金について、融資期間を超える延長を行おうとする場合は、当該延長を行おうとする日の20日前までに市に報告するものとする。